

韮崎市農業振興計画推進協議会会議録

日 時：令和 8 年 8 月 28 日（金）午後 3 時 00 分～午後 4 時 30 分

場 所：韮崎市役所 403 会議室

出席者：会長 1 名、委員 5 名、事務局 3 名、傍聴人なし

【会議次第】

1. 開会
2. 会長あいさつ
3. 議事

議事録署名人の指名

（1）韮崎農業振興地域整備計画の変更（案）について

4. その他
5. 閉会

【会議内容】

1. 開会

事務局より開会あいさつ。

2. 会長あいさつ

（省略）

3. 議事

議事録署名人に平賀委員、今福委員を指名。

(1) 韮崎農業振興地域整備計画の変更（案）について

●事務局

資料に基づき議題（1）について説明。

○委員

農業委員会から意見が提出されているという案件があったが、その意見を出すにあたり、農業委員会の定例会で審議されたものか。

●事務局

本件については農業委員会定例会での個別の審議はしていません。法令に関する確認が必要という内容であったため、農業委員会事務局として、その観点から意見を提出しました。

○委員

農業委員会から、法令上の懸念が示されているのであれば、協議会としても賛成はできないのではないか。

（※同意見が多数）

○委員

太陽光発電事業にかかる駐車場等を確保するという案件について、これは計画当初から見込んでおくべきものではなかったのか。

●事務局

本件は土地所有者の事情により転用事業者の利用ができずにいた案件ですが、この度、土

地所有者との調整が済んだため、除外の申出がなされたものであります。

<協議結果>

協議の結果、以下の通り意見が取りまとめられた。

非農地判断に基づく除外：異議がない旨の意見とした。

個別申出に基づく除外：全 13 件のうち、12 件については異議がない旨の意見としたが、残りの 1 件については法令上の適合性に疑義があるため、異議があるとする意見とした。

4. その他

●事務局

今後は山梨県との協議、公告、縦覧、異議申し立て期間を経て、概ね令和 8 年 12 月頃に手続きを完了する予定です。

○委員

今回、反対とした案件についても、異議申し立てにかけることになるのか。

●事務局

最終的に公告、縦覧、異議申し立てにかけるものは、本協議会や県との協議を経たものとしています。

○委員

農振除外の手続きには 1 年以上かかると聞いている。できるだけ早く手続きを進めてほしい。

●事務局

農地を守るという観点から、法令等の確認に時間を要する場合がありますが、事務手続きについては可能な限り短縮し、遅れが生じないよう進めていきたいと考えています。

5. 閉会

事務局より閉会あいさつ。